

京都市告示第 90 号

平成29年3月24日に市会本会議で議決された平成28年度京都市予算の要領は、次のとおりです。

平成29年4月20日

京都市長 門川 大作

平成29年度京都市一般会計予算

平成29年度京都市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ766,850,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(市債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表市債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、130,000,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市 税		千円 253,189,000
	1 市 民 税	108,149,000
	2 固 定 資 産 税	103,434,000
	3 軽 自 動 車 税	1,689,000
	4 市 た ば こ 税	9,525,000
	5 入 湯 税	118,000
	6 事 業 所 税	7,333,000
	7 都 市 計 画 税	22,941,000
2 地 方 譲 与 税		3,260,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	1,511,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	1,653,000
	3 地 方 道 路 譲 与 税	1,000
	4 石 油 ガ ス 譲 与 税	95,000
3 府 税 交 付 金		62,502,000
	1 利 子 割 交 付 金	259,000
	2 配 当 割 交 付 金	1,672,000
	3 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	901,000
	4 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	31,000
	5 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1,008,000
	6 軽 油 引 取 税 交 付 金	4,232,000
	7 地 方 消 費 税 交 付 金	27,009,000
	8 分 離 課 税 所 得 割 交 付 金	535,000
	9 府 民 税 所 得 割 臨 時 交 付 金	26,855,000
4 地 方 特 例 交 付 金		760,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	760,000

款	項	金 額
5 地 方 交 付 税		60,164,000 <sup>千円</sup>
	1 地 方 交 付 税	60,164,000
6 交通安全対策特別交付金		700,000
	1 交通安全対策特別交付金	700,000
7 分担金及び負担金		7,421,203
	1 負 担 金	7,421,203
8 使用料及び手数料		20,693,393
	1 使 用 料	15,055,662
	2 手 数 料	5,637,731
9 国 庫 支 出 金		145,548,164
	1 国 庫 負 担 金	127,144,954
	2 国 庫 補 助 金	17,549,401
	3 国 庫 委 託 金	853,809
10 府 支 出 金		37,653,851
	1 府 負 担 金	26,812,334
	2 府 補 助 金	8,551,505
	3 府 委 託 金	2,290,012
11 財 産 収 入		5,528,586
	1 財 産 運 用 収 入	3,501,596
	2 財 産 売 払 収 入	2,026,990
12 寄 附 金		1,298,397
	1 寄 附 金	1,298,397
13 繰 入 金		15,283,227
	1 特 別 会 計 繰 入 金	415,886
	2 基 金 繰 入 金	14,867,341

款	項	金額
14 繰越金		千円 1
	1 繰越金	1
15 諸収入		54,543,178
	1 延滞金加算金及び過料	212,559
	2 市預金利子	2,700
	3 貸付金元利収入	2,439,591
	4 預託金元利収入	40,613,549
	5 受託事業収入	242,000
	6 収益事業収入	3,500,000
	7 雑収入	7,532,779
16 市債		98,305,000
	1 市債	98,305,000
歳入合計		766,850,000

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		千円 2,188,000
	1 議 会 費	2,188,000
2 総 務 費		41,174,000
	1 総 務 管 理 費	29,488,812
	2 税 務 費	2,637,912
	3 統 計 調 査 費	48,307
	4 財 産 費	437,904
	5 選 挙 費	79,371
	6 監 査 委 員 費	10,901
	7 人 事 委 員 会 費	43,200
	8 大 学 費	1,505,361
	9 防 災 費	334,942
	10 総 務 施 設 整 備 費	6,587,290
3 文 化 市 民 費		22,446,000
	1 文 化 市 民 総 務 費	10,011,217
	2 文 化 費	3,938,166
	3 市 民 生 活 費	3,108,823
	4 共 同 参 画 社 会 費	370,463
	5 ス ポ ー ツ 振 興 費	852,935
	6 文 化 市 民 施 設 整 備 費	4,164,396
4 保 健 福 祉 費		217,461,000
	1 保 健 福 祉 総 務 費	38,508,417
	2 生 活 保 護 費	77,428,529
	3 障 害 者 福 祉 費	47,507,535
	4 老 人 福 祉 費	44,601,401
	5 保 健 費	3,963,322
	6 予 防 費	3,867,187

款	項	金額
	7 生活衛生費	587,383
	8 保健福祉施設整備費	997,226
5 子ども若者はぐくみ費		109,091,000
	1 子ども若者はぐくみ総務費	11,340,046
	2 子ども若者はぐくみ事業費	97,701,985
	3 子ども若者はぐくみ施設整備費	48,969
6 環境費		25,838,000
	1 環境総務費	10,808,159
	2 環境保全費	721,327
	3 ごみ処理費	6,707,698
	4 ふん尿処理費	494,208
	5 機材管理費	249,427
	6 環境施設整備費	6,857,181
7 産業観光費		48,873,000
	1 産業観光総務費	3,557,851
	2 商工振興費	2,148,464
	3 中小企業対策費	40,255,702
	4 技術振興費	1,122,553
	5 観光費	672,971
	6 農業費	486,920
	7 林業費	520,588
	8 産業観光施設整備費	107,951
8 計画費		16,427,000
	1 計画総務費	4,704,844
	2 都市計画費	727,392
	3 風致美観費	968,927
	4 建築指導費	664,655
	5 住宅政策費	1,805,499
	6 住宅管理費	3,690,160

款	項	金額
	7 住 環 境 整 備 費	3,865,523 <small>千円</small>
9 土 木 費		30,557,000
	1 土 木 総 務 費	5,623,629
	2 駐 車 場 費	163,651
	3 道 路 橋 り よ う 費	5,597,013
	4 道 路 特 別 整 備 費	6,289,052
	5 河 川 排 水 路 費	2,046,364
	6 都 市 河 川 整 備 費	1,503,512
	7 緑 化 推 進 費	2,896,663
	8 街 路 費	732,825
	9 重 要 幹 線 街 路 費	3,647,711
	10 土 地 区 画 整 理 費	1,314,410
	11 市 街 地 再 開 発 費	522,170
	12 受 託 工 事 費	220,000
10 消 防 費		21,487,000
	1 消 防 総 務 費	17,707,000
	2 消 防 費	2,544,000
	3 消 防 施 設 整 備 費	1,236,000
11 教 育 費		107,371,000
	1 教 育 総 務 費	85,278,547
	2 小 学 校 費	4,189,872
	3 中 学 校 費	2,394,227
	4 高 等 学 校 費	761,727
	5 幼 稚 園 費	91,929
	6 社 会 教 育 費	2,002,394
	7 青 少 年 科 学 セ ン タ ー 費	94,866
	8 学 校 施 設 整 備 費	12,557,438
12 災 害 対 策 費		353,000
	1 農 林 災 害 復 旧 費	53,000

款	項	金額
	2 土 木 災 害 復 旧 費	300,000 <small>千円</small>
13 公 債 費		84,806,000
	1 公 債 費	84,806,000
14 諸 支 出 金		38,578,000
	1 公 營 企 業 費	34,878,000
	2 土 地 取 得 費	3,700,000
15 予 備 費		200,000
	1 予 備 費	200,000
歲 出	合 計	766,850,000



第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
8 計画費	1 計画総務費	まち再生創造推進事業	17,000
	4 建築指導費	建築指導事業	69,000
	7 住環境整備費	住環境整備事業	481,000
9 土木費	3 道路橋りょう費	交通安全施設整備事業	50,000
		道路改良事業	200,000
		橋りょう改修事業	50,000
	4 道路特別整備費	道路特別整備事業	1,050,000
		交通安全施設整備事業	200,000
	5 河川排水路費	河川改修事業	50,000
		幹線排水路改修事業	50,000
	6 都市河川整備費	都市河川整備事業	450,000
	8 街路費	幹線街路整備事業	200,000
	9 重要幹線街路費	重要幹線街路整備事業	800,000
10 土地区画整理費	公共団体区画整理補助事業	330,000	
11 教育費	8 学校施設整備費	学校施設整備事業	2,500,000

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
土地開発公社借入金（元利金）債務の保証によって生じる保証債務	平成29年度から 平成34年度まで	13,000,000 <small>千円</small>
平成29年度における地方債証券の共同発行によって生じる連帯債務	平成29年度から 平成39年度まで	元金1,171,000,000千円及びこれに対する利子相当額
税証明書のコンビニ交付の推進	平成29年度及び 平成30年度	52,800
防災情報システム・防災行政無線整備	平成30年度	358,000
芸術大学移転整備事業	平成30年度及び 平成31年度	371,000
国立京都国際会館新施設の調度等調達経費	平成30年度	140,000
芸術文化特別奨励金	平成30年度	6,000
平成29年度助成金等内定者資金融資制度損失補てん金	平成29年度から 債務消滅時まで	融資金の回収未済額
平成29年度文化財保護事業資金融資制度損失補てん金	平成29年度から 債務消滅時まで	次の各号に掲げる額の合計額 (1) 融資金の回収未済額 (2) 債務者が支払うべき約定利息額 (3) 延滞割賦金のそれぞれに対して約定償還日の翌日から年利率14パーセントの割合を乗じて得た遅延損害金
ロームシアター京都（京都會館）管理経費	平成30年度	406,000
二条城ライトアップ事業費	平成30年度	5,000
各種証明書等のコンビニ交付の推進	平成29年度及び 平成30年度	187,000
スポーツ施設管理経費	平成30年度	160

事 項	期 間	限 度 額
京都市美術館再整備事業費	平成30年度及び 平成31年度	130,703 <small>千円</small>
元離宮二条城整備事業費	平成30年度から 平成33年度まで	1,596,000
京都労働者総合会館修繕工 事負担金	平成29年度及び 平成30年度	3,735
宝が池公園体育館（仮称） 整備事業費	平成30年度及び 平成31年度	1,016,149
民間社会福祉施設整備助成 事業費	平成30年度	201,400
地域福祉その他施設管理経 費	平成30年度から 平成34年度まで	362,000
障害者福祉施設管理経費	平成30年度から 平成34年度まで	2,304,000
高齢者福祉施設管理経費	平成30年度から 平成34年度まで	1,837,000
平成29年度看護師修学資金 融資制度損失補てん金	平成29年度から 債務消滅時まで	次の各号に掲げる額の合計額 (1) 融資金の回収未済額 (2) 債務者が支払うべき約定利息額 (3) 延滞割賦金のそれぞれに対して約定償還日 の翌日から年利率14.0パーセントの割合を 乗じて得た遅延損害金
衛生環境研究所整備事業費	平成30年度及び 平成31年度	2,467,000
児童福祉施設管理経費	平成30年度から 平成34年度まで	1,780,000
環境保全活動センター管理 経費	平成30年度から 平成32年度まで	449,985
家庭ごみ有料指定袋製造経 費	平成30年度	163,000

事 項	期 間	限 度 額
燃やすごみ等収集運搬経費	平成30年度から 平成32年度まで	千円 1, 155, 987
公衆トイレ改修事業費	平成 30 年 度	84, 400
平成29年度セーフティネット融資制度損失補てん金	平成29年度から 平成50年度まで	小規模企業おうえん資金，災害対策緊急資金，あんしん借換資金（緊急枠），中小企業下支え資金及び中小企業再生資金で，信用保証協会が債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済元金額から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に対して，小規模企業おうえん資金及び災害対策緊急資金において100分の80を，あんしん借換資金（緊急枠）及び中小企業下支え資金において100分の65を，中小企業再生資金において6分の1をそれぞれ乗じて得た額の合計に相当する額
平成29年度政策支援融資制度損失補てん金	平成29年度から 平成47年度まで	市関連認定制度資金，創業・経営承継支援資金及び地域産業振興特区資金で，信用保証協会が債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済元金額から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に対して，市関連認定制度資金において100分の100を，創業・経営承継支援資金（事業転換・多角化及び事業承継分に限る。）において100分の80を，地域産業振興特区資金において100分の65を，創業・経営承継支援資金において100分の10をそれぞれ乗じて得た額の合計に相当する額
平成29年度事業成長・持続支援融資制度損失補てん金	平成29年度から 平成44年度まで	信用保証協会が債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済元金額から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に対して100分の25を乗じて得た額
新京都館物件確保経費	平成 29 年 度	京都館を移転するに当たり，移転先物件の賃貸借契約時に必要となる保証金等に相当する額

事 項	期 間	限 度 額
平成29年度企業立地促進制度補助金	平成29年度から 債務消滅時まで	<p style="text-align: right;">千円</p> 企業立地促進制度補助金及び京都型グローバル・ニッチ・トップ企業育成補助金の交付対象者が納入する次の第1号及び第2号に掲げる市税の額並びに交付対象者が負担する第3号に掲げる経費の額並びに新事業創出型事業施設活用推進事業補助金及びベンチャー企業ステップアップ事業補助金の交付対象者が負担する第4号に掲げる経費の額の合計額に相当する額 (1)事業所等の新增設等に伴い取得した固定資産(家屋及び償却資産に限る。)に係る固定資産税(当該固定資産の取得者に新たに課すこととなった年度から最大6年度分のものに限る。) (2)事業所等の新增設等に伴い取得した家屋に係る都市計画税(当該家屋の取得者に新たに課すこととなった年度から最大6年度分のものに限る。) (第1号及び第2号について1件当たり限度額6億円) (3)事業所等の新增設等に伴い埋蔵文化財発掘調査を実施した場合、当該調査に要した経費(1件当たり限度額50,000千円) (4)賃貸室の入居に要する経費の一部に相当する額(交付対象者が指定する日から最大5箇年分のものに限る。京大桂ベンチャープラザ北館及び南館並びにクリエイション・コア京都御車においては、1件当たり限度面積100平方メートル、京都リサーチパーク地区においては1件当たり限度面積200平方メートル)
平成29年度企業立地促進制度補助金	平成29年度から 債務消滅時まで	企業立地促進制度補助金及び京都型グローバル・ニッチ・トップ企業育成補助金の交付対象者が負担する久我の工業専用地域における事業所等の新增設等に伴い雨水流出抑制施設を整備した場合、当該整備に要した額(1平方メートル当たり限度額2,700円)
平成29年度MICE誘致強化事業補助金	平成29年度から 債務消滅時まで	MICE誘致強化事業補助金の交付対象として認めた次の第1号及び第2号に掲げる額の合計額に相当する額 (1)大規模国際会議の開催に要する経費と開催に伴い生じる収入額との差額(1件当たり限度額10,000千円) (2)大規模国際会議の誘致に要する経費(1件当たり限度額1,000千円)
平成29年度木質ペレット需要拡大事業補助金	平成29年度及び 平成30年度	25,000

事 項	期 間	限 度 額
醍醐交流会館管理経費	平成30年度から 平成32年度まで	172,500 <small>千円</small>
景観・まちづくりセンター 管理経費	平成30年度から 平成32年度まで	136,080
平成29年度らくなん進都整備 推進事業（土地の売却） 補助金	平成29年度から 債務消滅時まで	らくなん進都企業立地促進のための土地所有者奨励金制度の対象事業として認めた土地の売却価格から当該売却価格に0.05を乗じた額を差し引いた額に0.05を乗じて得た額（1件当たり限度額15,000千円）
平成29年度らくなん進都整備 推進事業（土地の賃貸及び 貸事業所の新築等）補助 金	平成29年度から 債務消滅時まで	らくなん進都企業立地促進のための土地所有者奨励金制度の交付対象者が納入する次の第1号及び第2号に掲げる市税の額の6年度分（1件当たり限度額年2,000千円） (1)賃貸した土地又は事業所等に供される土地に対する固定資産税（上記奨励金の交付対象となるものに限る。） (2)賃貸した土地又は事業所等に供される土地に対する都市計画税（上記奨励金の交付対象となるものに限る。）
嵯峨鳥居本町並み保存館管 理経費	平成30年度から 平成32年度まで	7,947
平成29年度建築物耐震改修 事業補助金	平成29年度から 債務消滅時まで	建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条第3号に該当する建築物（その敷地が、緊急輸送道路のうち優先的に耐震化を図るべき重要路線として市長が定める道路に接するものに限る。）の耐震改修工事に要する経費に3分の2を乗じて得た額（1件当たり限度額20,000千円）
平成29年度建築物耐震改修 事業補助金	平成29年度から 債務消滅時まで	建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第1項に該当する建築物の耐震改修工事に要する経費に100分の23を乗じて得た額（1件当たり限度額23,000千円）
平成29年度建築物耐震改修 事業補助金	平成29年度から 債務消滅時まで	建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条第1号に該当するホテル又は旅館の耐震改修工事に要する経費に100分の23を乗じて得た額（1件当たり限度額20,000千円）
平成29年度建築物耐震改修 事業補助金	平成29年度から 債務消滅時まで	昭和56年6月1日において現に存し又は現に工事中であった分譲マンションで耐震診断の結果いずれかの階のI <sub>s</sub> 値が0.6未満又はいずれかの階のq値が1.0未満であるものの耐震改修工事に要する経費に2分の1を乗じて得た額（1住戸当たり限度額600千円又は1棟当たり限度額48,000千円のうちいずれか低い額）

事 項	期 間	限 度 額
久我の杜生涯学習プラザ管理経費	平成30年度から 平成32年度まで	21,000 <sup>千円</sup>
平成29年度市営住宅建設費	平成30年度及び 平成31年度	5,892,546
八条市営住宅整備等事業費	平成29年度から 平成42年度まで	4,922,410
公共物GIS更新整備費	平成30年度及び 平成31年度	150,081
道路台帳補正経費	平成30年度	53,388
松尾橋補修工事費	平成30年度	180,000
北山大橋補修工事費	平成30年度	200,000
京橋補修工事費	平成30年度	40,000
松ヶ崎橋補修工事費	平成30年度	165,000
大枝塚原橋補修工事費	平成30年度	100,000
大石道跨線橋測量設計費	平成30年度	144,000
西国街道高架橋補修工事費	平成30年度	200,000
御菌橋工事費	平成30年度	196,000
常盤橋補修工事費	平成30年度	40,400
四条高瀬川橋補修工事費	平成30年度	40,000
JR嵯峨野線 京都・丹波口間新駅設置事業（周辺整備）	平成30年度	470,000
小塩川河川改修工事費	平成30年度	152,000
西羽束師川河川改修工事費	平成30年度	289,400
北泉通工事費	平成29年度及び 平成30年度	272,000

事 項	期 間	限 度 額
上鳥羽南部地区区画整理補助事業費	平成30年度	70,000 <sup>千円</sup>
北消防署移転整備費	平成30年度	91,000
勧修寺消防出張所移転整備費	平成30年度	213,000
平成29年度学校増改築等施設整備費	平成29年度から 平成31年度まで	5,966,140



第4表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総務施設整備費	5,671,000	証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)又は消費貸借の方法による。	%	起債の日から据置期間を含め30年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政の都合その他によっては、繰上償還をすることができる。
市民生活費	5,000			
文化市民施設整備費	2,239,000			
障害者福祉施設整備費	61,000			
高齢者福祉施設整備費	299,000			
保健衛生施設整備費	735,000			
市立病院費	5,000			
子ども若者はぐくみ事業費	569,000			
環境施設整備費	3,480,000			
環境車両整備費	77,000			
技術振興事業費	60,000			
農業農村整備費	19,000			
森林整備費	12,000			
産業観光施設整備費	76,000			
交通政策費	48,000			
古都保存事業費	242,000			
開発指導費	3,000			
公営住宅整備費	1,290,000			
公園緑地整備費	313,000			
一般公共事業費	5,596,000			
消防施設整備費	1,191,000			

発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるため必要な金額をこれに加算した額

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円		%	
学校施設整備費	8,858,000			
都市整備費	5,079,000			
水道事業出資金	1,273,000			
高速鉄道事業出資金	8,931,000			
高速鉄道事業補助金	16,000			
災害復旧費	175,000			
臨時財政対策債	47,536,000			
退職手当債	4,446,000			
計	98,305,000			

## 平成29年度京都市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成29年度京都市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ676,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 16,836
	1 一 般 会 計 繰 入 金	16,836
2 繰 越 金		270,932
	1 繰 越 金	270,932
3 諸 収 入		388,232
	1 貸 付 金 元 利 収 入	278,470
	2 雑 入	109,762
歳 入 合 計		676,000

歳 出

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		千円 475,867
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	475,867
2 公 債 費		200,133
	1 公 債 費	200,133
歳 出 合 計		676,000

## 平成29年度京都市国民健康保険事業特別会計予算

平成29年度京都市国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ177,150,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、15,000,000千円と定める。

別表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険料収入		28,150,996 <small>千円</small>
	1 国民健康保険料収入	28,150,996
2 国民健康保険税収入		4
	1 国民健康保険税収入	4
3 一 部 負 担 金		2
	1 一 部 負 担 金	2
4 使用料及び手数料		276
	1 手 数 料	276
5 国 庫 支 出 金		36,966,043
	1 国 庫 負 担 金	26,605,728
	2 国 庫 補 助 金	10,360,315
6 療養給付費交付金		1,699,600
	1 療養給付費交付金	1,699,600
7 前期高齢者交付金		41,617,000
	1 前期高齢者交付金	41,617,000
8 府 支 出 金		8,725,728
	1 府 負 担 金	1,531,728
	2 府 補 助 金	7,194,000
9 共 同 事 業 交 付 金		42,520,000
	1 共 同 事 業 交 付 金	42,520,000
10 繰 入 金		17,176,846

款	項	金額
	1 一般会計繰入金	17,176,846 <small>千円</small>
11 繰越金		1
	1 繰越金	1
12 諸収入		293,504
	1 雑収入	293,504
歳入合計		177,150,000

歳出

款	項	金額
1 国民健康保険費		177,150,000 <small>千円</small>
	1 事務費	3,939,553
	2 保険給付費	173,178,447
	3 公債費	2,000
	4 予備費	30,000
歳出合計		177,150,000

## 平成29年度京都市介護保険事業特別会計予算

平成29年度京都市介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 136,290,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。



別表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 保 險 料		26,440,116 <sup>千円</sup>
	1 保 險 料	26,440,116
2 使用料及び手数料		133
	1 手 数 料	133
3 国 庫 支 出 金		32,260,620
	1 国 庫 負 担 金	23,007,449
	2 国 庫 補 助 金	9,253,171
4 支 払 基 金 交 付 金		36,561,561
	1 支 払 基 金 交 付 金	36,561,561
5 府 支 出 金		19,151,272
	1 府 負 担 金	18,306,551
	2 府 補 助 金	844,721
6 財 産 収 入		2,454
	1 財 産 運 用 収 入	2,454
7 繰 入 金		21,827,311
	1 一 般 会 計 繰 入 金	20,610,000
	2 基 金 繰 入 金	1,217,311
8 繰 越 金		41,183
	1 繰 越 金	41,183
9 諸 収 入		5,350
	1 延滞金加算金及び過料	1,338

款	項	金額
	2 雑 入	千円 4,012
歳 入	合 計	136,290,000

歳 出

款	項	金額
1 総 務 費		千円 3,520,358
	1 事 務 費	3,520,358
2 保 険 給 付 費		127,120,001
	1 保 険 給 付 費	127,120,001
3 地 域 支 援 事 業 費		5,573,804
	1 総 合 事 業 費	3,457,005
	2 包括的支援・任意事業費	2,116,799
4 基 金 積 立 金		2,454
	1 基 金 積 立 金	2,454
5 予 備 費		30,000
	1 予 備 費	30,000
6 諸 支 出 金		43,383
	1 諸 支 出 金	43,383
歳 出	合 計	136,290,000

## 平成29年度京都市後期高齢者医療特別会計予算

平成29年度京都市後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18,543,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		千円 14,765,341
	1 後期高齢者医療保険料	14,765,341
2 使用料及び手数料		26
	1 手 数 料	26
3 繰 入 金		3,712,000
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,712,000
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		65,632
	1 延滞金加算金及び過料	2
	2 償還金及び還付加算金	62,901
	3 雑 入	2,729
歳 入 合 計		18,543,000

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		310,256 <sup>千円</sup>
	1 事 務 費	310,256
2 後期高齢者医療広域連合 納付金		18,168,343
	1 後期高齢者医療広域連合 納付金	18,168,343
3 諸 支 出 金		64,401
	1 諸 支 出 金	64,401
歳 出 合 計		18,543,000

## 平成29年度京都市中央卸売市場第一市場特別会計予算

平成29年度京都市中央卸売市場第一市場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,267,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表市債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 1,677,426
	1 使用料	1,677,345
	2 手数料	81
2 財産収入		28
	1 財産売却収入	28
3 繰入金		855,000
	1 一般会計繰入金	855,000
4 繰越金		628,061
	1 繰越金	628,061
5 諸収入		455,485
	1 延滞金加算金及び過料	1
	2 雑収入	455,484
6 市債		1,651,000
	1 市債	1,651,000
歳 入 合 計		5,267,000

歳 出

款	項	金 額
1 市 場 費		千円 5,267,000
	1 中 央 卸 売 市 場 費	1,907,156
	2 市 場 整 備 費	3,140,836
	3 公 債 費	218,008
	4 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		5,267,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
平成29年度中央卸売市場第一市場施設整備費	平成29年度及び 平成30年度	千円 278,000
平成29年度中央卸売市場第一市場施設整備費	平 成 30 年 度	348,000

第3表 市 債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
中央卸売市場第一市場施設整備費	千円 1,651,000	証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）又は消費貸借の方法による。	% 8.0以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	起債の日から据置期間を含め40年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政の都合その他によっては、繰上償還をすることが出来る。



## 平成29年度京都市中央卸売市場第二市場・と畜場特別会計予算

平成29年度京都市中央卸売市場第二市場・と畜場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ972,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表市債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 101,512
	1 使用料 2 手数料	101,500 12
2 国庫支出金		10,000
	1 国庫補助金	10,000
3 府支出金		10,100
	1 府補助金	10,100
4 財産収入		39
	1 財産運用収入	18
	2 財産売却収入	21
5 繰入金		751,018
	1 一般会計繰入金	751,000
	2 基金繰入金	18
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		53,330
	1 雑収入	53,330
8 市債		46,000
	1 市債	46,000
歳 入 合 計		972,000

歳 出

款	項	金 額
1 市場・と畜場費		千円 972,000
	1 中央卸売市場・と畜場費	557,932
	2 市場整備費	294,557
	3 公債費	119,011
	4 予備費	500
歳 出 合 計		972,000

第2表 市 債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
中央卸売市場第二市場施設整備費	千円 46,000	証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）又は消費貸借の方法による。	% 8.0以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	起債の日から据置期間を含め40年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政の都合その他によっては、繰上償還をすることができる。

## 平成29年度京都市農業集落排水事業特別会計予算

平成29年度京都市農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ59,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		千円 480
	1 分 担 金	480
2 使用料及び手数料		4,488
	1 使 用 料	4,488
3 府 支 出 金		5,000
	1 府 補 助 金	5,000
4 財 産 収 入		39
	1 財 産 運 用 収 入	39
5 繰 入 金		48,730
	1 一 般 会 計 繰 入 金	33,500
	2 基 金 繰 入 金	15,230
6 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
7 諸 収 入		262
	1 雑 入	262
歳 入 合 計		59,000

歲 出

款	項	金 額
1 農業集落排水事業費		59,000 <small>千円</small>
	1 農業集落排水事業費	37,133
	2 公 債 費	21,367
	3 予 備 費	500
歲 出	合 計	59,000

## 平成29年度京都市土地区画整理事業特別会計予算

平成29年度京都市土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ386,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 区画整理事業収入		千円 4
	1 保 留 地 収 入	4
2 繰 入 金		383,447
	1 基 金 繰 入 金	383,447
3 諸 収 入		2,549
	1 雑 収 入	2,549
歳 入 合 計		386,000

歳 出

款	項	金 額
1 区画整理事業費		千円 386,000
	1 事 務 費	12,523
	2 区画整理事業費	373,477
歳 出 合 計		386,000



第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 区画整理事業費	2 区画整理事業費	伏見西部第三地区区画整理事業	<small>千円</small> 10,000
		伏見西部第四地区区画整理事業	19,000

## 平成29年度京都市駐車場事業特別会計予算

平成29年度京都市駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ892,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 627,597
	1 使 用 料	627,597
2 財 産 収 入		132
	1 財 産 運 用 収 入	132
3 繰 入 金		264,270
	1 一 般 会 計 繰 入 金	199,338
	2 基 金 繰 入 金	64,932
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		892,000

歳 出

款	項	金 額
1 駐 車 場 事 業 費		千円 892,000
	1 駐 車 場 費	446,645
	2 公 債 費	445,355
歳 出 合 計		892,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
駐車場管理経費	平成30年度から 平成32年度まで	千円 126,900

## 平成29年度京都市土地取得特別会計予算

平成29年度京都市土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,309,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表市債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		2,608,999 <small>千円</small>
	1 財 産 運 用 収 入	36,048
	2 財 産 売 払 収 入	2,572,951
2 繰 入 金		3,700,000
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,700,000
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 市 債		4,000,000
	1 市 債	4,000,000
歳 入 合 計		10,309,000

歳 出

款	項	金 額
1 土 地 先 行 取 得 費		10,309,000 <small>千円</small>
	1 土 地 先 行 取 得 費	4,000,000
	2 公 債 費	5,705,958
	3 繰 出 金	603,042
歳 出 合 計		10,309,000

## 第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 土地先行取得費	1土地先行取得費	土地先行取得事業	千円 300,000

## 第3表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共用地先行取得費	千円 4,000,000	発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるため必要な金額をこれに加算した額	% 8.0以内	証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）又は消費貸借の方法による。 起債の日から据置期間を含め30年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政の都合その他によっては、繰上償還をすることができる。

## 平成29年度京都市市公債特別会計予算

平成29年度京都市市公債特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ306,071,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。



別表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 205,890,998
	1 一 般 会 計 繰 入 金	84,806,000
	2 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計繰入金	200,133
	3 国民健康保険事業特別会計繰入金	2,000
	4 中央卸売市場第一市場特別会計繰入金	218,008
	5 中央卸売市場第二市場・と畜場特別会計繰入金	119,011
	6 農業集落排水事業特別会計繰入金	21,367
	7 駐車場事業特別会計繰入金	445,355
	8 土地取得特別会計繰入金	5,705,958
	9 市立病院機構病院事業債特別会計繰入金	2,543,000
	10 水道事業特別会計繰入金	18,795,173
	11 公共下水道事業特別会計繰入金	34,066,895
	12 自動車運送事業特別会計繰入金	1,426,194
	13 高速鉄道事業特別会計繰入金	38,821,354
	14 基 金 繰 入 金	18,720,550
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
3 諸 収 入		1
	1 雑 入	1

款	項	金額
4 市 債		100,180,000 <small>千円</small>
	1 市 債	100,180,000
歳 入 合 計		306,071,000

歳 出

款	項	金額
1 公 債 費		306,071,000 <small>千円</small>
	1 公 債 費	283,288,500
	2 繰 出 金	22,782,000
	3 予 備 費	500
歳 出 合 計		306,071,000

## 平成29年度京都市立病院機構病院事業債特別会計予算

平成29年度京都市立病院機構病院事業債特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,042,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表市債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 諸 収 入		千円 2,543,000
	1 貸 付 金 元 利 収 入	2,543,000
2 市 債		499,000
	1 市 債	499,000
歳 入 合 計		3,042,000

歳 出

款	項	金額
1 市立病院機構病院事業債 管理事業費		千円 3,042,000
	1 貸 付 金	499,000
	2 公 債 費	2,543,000
歳 出 合 計		3,042,000

## 第2表 市 債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
市立病院機構貸付金	<small>千円</small> 499,000	発行価格が額面と異なる場合は、その発行価格差額を埋めるために必要な金額をこれに加算した額	証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）又は消費貸借の方法による。 8.0以内	起債の日から据置期間を含め30年以内、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政の都合その他によつては、繰上償還をすることができ。

平成29年度京都市水道事業特別会計予算

(総則)

第1条 平成29年度京都市水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

事 項	区 分	事 業 量	概 要
年 間 総 給 水 量		181,336,000 <sup>m<sup>3</sup></sup>	
1 日 最 大 給 水 量		531,000	
1 日 平 均 給 水 量		497,000	
期 首 使 用 者 数		770,000 <sup>件</sup>	
期 末 使 用 者 数		780,000	
増 加 見 込 数		10,000	
主 要 な 建 設 改 良 事 業			
上 水 道 整 備 事 業		16,400,000 <sup>千円</sup>	
上水道機能維持・向上対策		13,156,000	地震対策及び改築更新
浄水処理強化対策		54,000	浄水処理の強化
鉛製給水管解消		3,090,000	鉛製給水管の取替え
庁 舎 建 設		100,000	庁舎の建設

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	34,907,000 千円
第1項 営業収益	32,521,417 千円
第2項 営業外収益	2,385,583 千円

支 出

第1款	水道事業費用	30,512,000 千円
第1項	営業費用	25,925,124 千円
第2項	営業外費用	4,586,876 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額14,018,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,127,634千円、当年度利益剰余金処分額及び損益勘定留保資金12,890,366千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	17,725,000 千円
第1項	企業債	14,439,000 千円
第2項	出資金	1,427,898 千円
第3項	国庫補助金	454,399 千円
第4項	工事負担金	283,096 千円
第5項	加入金	456,812 千円
第6項	基金収入	582,163 千円
第7項	基金繰入金	50,000 千円
第8項	寄附金	27,200 千円
第9項	その他資本的収入	4,432 千円

支 出

第1款	資本的支出	31,743,000 千円
第1項	建設改良費	17,257,615 千円
第2項	企業債償還金	13,876,979 千円
第3項	投資	606,263 千円
第4項	その他資本的支出	2,143 千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ1,304,197千円及び2,496,992千円である。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
上水道整備事業	平成30年度から平成39年度まで	千円 31,222,000
諸施設整備	平成30年度	50,000
施設運転管理等業務	平成30年度	35,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
上水道整備事業費	千円 8,481,000	発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるため必要な金額をこれに加算した額 証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)又は消費貸借の方法による。	% 8.0以内 ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	起債の日から据置期間を含め40年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政の都合その他によっては、繰上償還をすることができる。
計	8,481,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、4,000,000千円と定める。



(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(利益剰余金の処分)

第9条 当年度利益剰余金のうち2,201,845千円は、次のとおり処分するものと定める。

建設改良積立金	2,201,845 千円
---------	--------------

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、800,000千円と定める。

平成29年度京都市公共下水道事業特別会計予算

(総則)

第1条 平成29年度京都市公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

事 項	区 分	事 業 量	概 要
年 間 流 入 下 水 量		m <sup>3</sup> 354,308,000	
1 日 平 均 流 入 下 水 量		971,000	
主 要 な 建 設 改 良 事 業		千円	
公 共 下 水 道 建 設 事 業		17,900,000	
下 水 道 機 能 維 持 ・ 向 上 対 策		9,991,000	地震対策及び改築更新
浸 水 対 策		4,541,000	雨水幹線等の整備
水 環 境 対 策		3,149,000	合流式下水道の改善等
創 エ ネ ル ギ ー 対 策		219,000	汚泥消化タンクの整備

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 公共下水道事業収益	52,487,000 千円
第1項 事業収益	44,359,080 千円
第2項 事業外収益	8,127,920 千円

支 出

第1款 公共下水道事業費用	48,050,000 千円
第1項 事業費用	41,229,648 千円
第2項 事業外費用	6,820,352 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額25,037,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額916,000千円、当年度利益剰余金処分額及び損益勘定留保資金24,121,000千円で補填するものとする。）。

		収	入
第1款	公共下水道事業資本的収入		21,286,445 千円
第1項	企業債		14,767,000 千円
第2項	出資金		1,909,770 千円
第3項	国庫補助金		4,285,760 千円
第4項	工事負担金		233,818 千円
第5項	分担金		4,350 千円
第6項	基金収入		2,236 千円
第7項	基金繰入金		80,288 千円
第8項	その他資本的収入		3,223 千円
第2款	水洗便所築造工事資金貸付事業資本的収入		34,555 千円
第1項	貸付金回収金		34,555 千円
	合計		21,321,000 千円
		支	出
第1款	公共下水道事業資本的支出		46,323,445 千円
第1項	建設改良費		18,915,709 千円
第2項	企業債償還金		27,405,500 千円
第3項	投資		2,236 千円
第2款	水洗便所築造工事資金貸付事業資本的支出		34,555 千円
第1項	貸付金		34,555 千円
	合計		46,358,000 千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ226,349千円及び286,721千円である。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
公 共 下 水 道 建 設 事 業	平成30年度及び平成31年度	千円 4,000,000
施 設 運 転 管 理 等 業 務	平成30年度から平成32年度 まで	348,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道建設事業費	千円 9,840,000	証券発行 (他の地方 公共団体と の共同発行 を含む。)又 は消費貸借 の方法によ る。	8.0以内 ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る政府資 金及び地 方公共団 体金融機 構資金に ついては、 利率の 見直しを 行った後 において は、当該 見直し後 の利率	起債の日から据置期間を含め40年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政の都合その他によっては、繰上償還をすることができる。
流域下水道建設分担金	284,000			
計	10,124,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、12,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における事業費用及び事業外費用の間の流用

(利益剰余金の処分)

第9条 当年度利益剰余金のうち3,418,141千円は、次のとおり処分するものと定める。

減債積立金	3,418,141 千円
-------	--------------

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、3,000千円と定める。

平成29年度京都市自動車運送事業特別会計予算

(総則)

第1条 平成29年度京都市自動車運送事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 運転計画

運 転 車 両 数	両 720
年 間 走 行 キ ロ メ ー ト ル	km 31,572,500
年 間 総 輸 送 人 員	人 132,130,000
1 日 平 均 輸 送 人 員	人 362,000

(2) 主要な建設改良工事計画

乗合自動車購入 42両

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	自動車運送事業収益	22,200,000千円
第1項	営業収益	21,966,681千円
第2項	営業外収益	233,319千円

支 出

第1款	自動車運送事業費用	21,511,000千円
第1項	営業費用	20,840,306千円
第2項	営業外費用	620,694千円

第3項 予 備 費 50,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,497,000千円は、損益勘定留保資金等で補填するものとする。)

収 入

第1款	資 本 的 収 入	631,000千円
第1項	企 業 債	498,000千円
第2項	補 助 金	132,130千円
第3項	そ の 他 資 本 収 入	870千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	5,128,000千円
第1項	建 設 改 良 費	2,380,857千円
第2項	企 業 債 償 還 金	1,387,143千円
第3項	出 資 金	1,190,000千円
第4項	納 付 金	120,000千円
第5項	予 備 費	50,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
自動車運送事業建設改良費	平成30年度	千円 138,000

(企業債)

第6条 起債の目的, 限度額, 起債の方法, 利率及び償還の方法は, 次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
自動車運送事業建設改良費	千円 498,000	発行価格が額面金額を下回るときは, その発行価格差減額を埋めるため必要な金額をこれに加算した額	証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)又は消費貸借の方法による。	% 8.0以内 起債の日から据置期間を含め30年以内に, 元利均等その他の方法により償還する。ただし, 財政の都合その他によっては, 繰上償還をすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は, 3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は, 次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの補助金)

第9条 バス車両の購入費等に充てるため, 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は, 66,911千円である。

(利益剰余金の処分)

第10条 繰越利益剰余金のうち2,381,017千円は, 次のとおり処分するものと定める。

- (1) 建設改良積立金 1,071,017千円
- (2) 交通事業経営基盤安定化積立金 1,190,000千円
- (3) 一般会計納付金 120,000千円

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は, 100,000千円と定める。



## 平成29年度京都市高速鉄道事業特別会計予算

(総則)

第1条 平成29年度京都市高速鉄道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 運転計画

運 転 車 両 数	両 204
年 間 走 行 キ ロ メ ー ト ル	km 20,804,194
年 間 総 輸 送 人 員	人 137,970,000
1 日 平 均 輸 送 人 員	人 378,000

(2) 主要な建設改良工事計画

駅施設及び電路・機械設備等改良

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

### 収 入

第1款 高速鉄道事業収益	33,471,000千円
第1項 営業収益	29,223,083千円
第2項 営業外収益	4,247,917千円

### 支 出

第1款 高速鉄道事業費用	35,292,000千円
--------------	--------------

第1項	営	業	費	用	27,661,039千円	
第2項	営	業	外	費	用	7,580,961千円
第3項	予	備	費		50,000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 7,563,000千円は、損益勘定留保資金等で補填するものとする。)

収 入

第1款	資	本	的	収	入	37,021,000千円		
第1項	企	業	債			26,184,000千円		
第2項	補	助	金			612,957千円		
第3項	出	資	金			10,121,000千円		
第4項	工	事	負	担	金	102,706千円		
第5項	そ	の	他	資	本	収	入	337千円

支 出

第1款	資	本	的	支	出	44,584,000千円			
第1項	建	設	改	良	費	10,597,856千円			
第2項	企	業	債	償	還	金	32,966,664千円		
第3項	長	期	借	入	金	返	還	金	1,019,480千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
高速鉄道営業線改良費	平成30年度から平成32年度 まで	千円 5,800,000
車両新造に伴うデザイン 検討委託	平成30年度	5,400

(企業債)

第6条 起債の目的, 限度額, 起債の方法, 利率及び償還の方法は, 次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
高速鉄道事業建設改良費	千円 5,227,000	発行価格が額面金額を下回るときは, その発行価格差減額を埋めるため必要な金額をこれに加算した額	証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)又は消費貸借の方法による。 ただし, 利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金については, 利率の見直しを行った後においては, 当該見直し後の利率	起債の日から据置期間を含め40年以内に, 元利均等その他の方法により償還する。ただし, 財政の都合その他によっては, 繰上償還をすることができる。
高速鉄道事業特例債	2,329,000			
高速鉄道事業資本費平準化債	6,447,000			
計	14,003,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は, 65,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は, 次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの補助金)

第9条 特例債元利償還金等に充てるため, 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は, 1,399,000千円である。

(他会計からの出資金)

第10条 高速鉄道事業建設改良費に充てるため, 一般会計からこの会計へ出資を受ける金額は, 2,485,000千円である。

2 経営の健全化に充てるため, 一般会計からこの会計へ出資を受ける金額は, 6,446,000千円である。

3 経営の健全化に充てるため、自動車運送事業特別会計からこの会計へ出資を受ける金額は、1,190,000千円である。

(行財政局財政部財政課)